

記入例 1

様式1【証明書】の記入例

確認③

設備名称をユーザに確認して記載してください。

この項目には、設備の減価償却年数を定めた「機械及び装置の耐用年数表」の55区分の設備名称を記載してください。

日本鍛圧機械工業会が証明書発行できる設備は、下記の16区分です。それ以外の設備の証明書発行はできません。

日本鍛圧機械工業会が証明書発行する設備

産業分類番号	設備の用途
3	繊維工業用設備
5	家具又は装備品製造業用設備
10	プラスチック製品製造業用設備
13	窯業又は土石製品製造業用設備
14	鉄鋼業用設備
15	非鉄金属製造業用設備
16	金属製品製造業用設備
17	はん用機械器具製造業用設備
18	生産用機械器具製造業用設備
19	業務用機械器具製造業用設備
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備
21	電気機械器具製造業用設備
22	情報通信機械器具製造業用設備
23	輸送用機械器具製造業用設備
24	その他の製造業用設備
43	建築材料、鉱物 又は金属材料等卸売業用設備

詳しくはホームページをご覧ください。
日本鍛圧機械工業会ホームページ
「耐用年数表(鍛圧機械関係の新旧対比表)」
<http://www.j-fma.or.jp/7joh/taivo-nensuhyou.html>

(様式 1)

一般社団法人日本鍛圧機械工業会指定用紙

整理番号

① 下記②③以外の場合
 ② 当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置である場合
 ③ 当該設備がソフトウェアである場合

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書

設備の種類	機械及び装置
設備の用途又は細目	輸送用機械器具製造業用設備

当該設備の概要	設備の名称	ばね製造機械
	設備型式	JPM-2014型
	納入数量	2台
	納入年月	2015年5月20日 (実績又は予定を記入すること)
	設置場所	(事業所名) 日ノ本自動車部品株式会社 (所在地) 東京都千代田区霞が関5-5-5

当該要件	①「最新モデル」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア組込型機械装置(中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。)である場合は、「一代前モデル」でも可。	1. 該当	2. 非該当
	②「生産性向上」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア(中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。)である場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当	2. 非該当
	先端設備の当否	1. 該当	2. 非該当

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

2015年5月16日

製造業者等の名称 日本BANE機械株式会社

製造業者等の所在地 東京都芝公園6-7-6

代表者役職名 BANE事業部長

代表者氏名 港 久太郎 印

担当者氏名 品川 久之助

担当者連絡先(電話番号) 03-9876-5432

20 年 月 日

〒105-0011
東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館308号室
電話: 03-3432-4579
一般社団法人日本鍛圧機械工業会
代表理事会長 川西 宣明 印

(注) 本証明書は、生産性向上設備投資促進税制(中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む)の対象設備の要件とされている産業競争力強化法(生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件(「最新モデル」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から2017年3月31日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。
(http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kvrousovryoku_kvouka/seisanseikoio.html)

確認①

該当する番号にチェックを入れてください。
【チェックリスト①】を使用の場合は①に✓となります。

確認②

この名称は変更しないでください。

確認④

全て「1」に○印を付けてください。
※「2」に○を付けると証明書の発行は出来ません。

確認⑤

「製造業者等の名称」(申請者)は、基本的にメーカー名です。しかし、海外メーカーの日本法人や代理店は、この欄への記載が認められています。

※輸入された設備においても海外メーカー名となりますが、輸入商社等で申請手続きの代行は認められています。

確認⑥

しかるべき役職者名を記載し、押印してください。

(例:社長、事業部長、部長など。)
※海外メーカーの場合は、押印の代わりにサインが必要となります。原紙ではなく、pdfも認められます。

確認⑦

日鍛工会員の場合、当会窓口担当者が望ましいですが、営業等の担当者でも構いません。
また、海外メーカーの設備を輸入する場合は、商社(代理店)の社名・担当者名をご記入下さい。

記入例 2

様式2【チェックリスト①】の記入例

(様式2)
 ①下記②③以外の場合 ⇒ チェックリスト①を使用
 ②当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト②を使用
 ③当該設備がソフトウェア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト③を使用

【チェックリスト①】

		製造業者記入欄	証明者 チェック欄
該	下記の(ア)又は(イ)のいずれかに該当。 (ア)当該設備は、取得等をする年度から起算して、一定期間(※1)以内に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。 (イ)当該設備は、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルである。	1. 該当 2. 非該当 【当該設備(最新モデル)】 販売開始年：2010年 取得等をする年：2015年 【一代前モデル】 1. あり(販売開始年：2000年) 2. なし	
要	当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。	1. 該当 2. 非該当 <比較指標> (*)以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率【時間当たりの生産量】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 】 4. その他【 】 <指標数値> (一代前モデル)：60個/h (当該設備)：70個/h <生産性向上> 年平均 1.7%	
件	先端設備の当否	1. 該当 2. 非該当	

(※1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：4年、器具備品：6年並びに建物及び建物附属設備：14年とする。
 (※2) 当該設備が器具備品のうちサーバー用の電子計算機である場合には、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行うものを除く。）が取得又は製作をするもののみが対象となる。

確認⑨

全て「1」に○印を付けてください。
 ※「2」に○を付けると証明書の発行は出来ません。

確認⑩

「一代前モデル」の販売開始年を記載して、番号に○印を付けてください。
 裏付け資料が必要です。
 (納品書控や納入仕様書等)
 ※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社で保管してください。

確認⑬

ここには数値のみ記載してください。
 記載例での算出方法

$$\{(70\text{個}/\text{h} - 60\text{個}/\text{h}) \div 60\text{個}/\text{h}\} \div (2010\text{年} - 2000\text{年}) = 0.017$$

$$\Rightarrow \text{年平均 } 1.7\% \text{ の生産性向上}$$

確認⑧

販売を開始した年を記載してください。
 ユーザーの取得年から遡って10年以内に販売開始された最新モデルかを確認します。
 裏付け資料が必要です。
 (納品書控や納入仕様書等)
 ※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社で保管してください。

確認⑩

証明書(様式1)の「納入年月」に記入した「年」を記載してください。

確認⑫

どれか一つを選択して○印を付け、その項目の【 】に比較指標を記載してください。
 【時間当たりの生産量】や【1分間当たりの生産速度】etc.

確認⑭

指標数値と単位を記載してください。
 この数値の裏付け資料が必要です
 (仕様書やカタログ等)
 ※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社で保管してください。

年平均を算出する計算式は以下となります。

- 最新モデル数値が一代前モデル数値より大きくなる場合(生産量が増大する等)

$$\{(\text{最新モデル数値} - \text{一代前モデル数値}) \div \text{一代前モデル数値}\} \div (\text{最新モデル販売開始年度} - \text{一代前モデル販売開始年度})$$
- 最新モデル数値が一代前モデルより小さくなる場合(消費電力量の削減や精度アップ等)

$$\{(1/\text{最新モデル数値} - 1/\text{一代前モデル数値}) \div 1/\text{一代前モデル数値}\} \div (\text{最新モデル販売開始年度} - \text{一代前モデル販売開始年度})$$

この計算式を「生産性向上要件の計算書」として、別紙で提出して下さい。

記入例 3

様式2【チェックリスト②】の記入例

中小企業事業者がソフトウェア組込型機械・装置を取得(設備ユーザ)又は製作(設備メーカー)するものに限り、「**一代前モデル**」も今回の税制が適用されます。【チェックリスト②】を使用します。

確認⑩

全て「1」に○印を付けてください。

確認⑪

どれか一つを選択して○印を付け、その項目の【 】に比較指標を記載してください。

【時間当たりの生産量】や【1分間当たりの生産速度】etc.

確認⑫

ここには数値のみ記載してください。記載例での算出方法

当該設備(一代前モデル)と二代前モデルとの生産性向上年平均計算式

$$\{(80\text{個}/\text{h} - 60\text{個}/\text{h}) \div 60\text{個}/\text{h}\} \div (2008\text{年} - 2004\text{年}) = 0.083$$
 ⇒ 年平均 8.3%の生産性向上

最新モデルと当該設備の生産性向上年平均計算式

$$\{(1/1.2\text{Kw}/\text{h} - 1/1.5\text{Kw}/\text{h}) \div 1/1.5\text{Kw}/\text{h}\} \div (2012\text{年} - 2008\text{年}) = 0.0625$$
 ⇒ 年平均 6.3%の生産性向上

当該設備と二代前モデル並びに最新モデルとの比較指標は、それぞれ違う指標で比較しても構いません。

(様式2)

①下記②③以外の場合 ⇒ チェックリスト①を使用
 ②当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置(中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。)である場合 ⇒ チェックリスト②を使用
 ③当該設備がソフトウェア(中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。)である場合 ⇒ チェックリスト③を使用

【チェックリスト②】

		製造業者記入欄	証明者 チェック欄
ソフトウェア組込型機械装置に該当するか		1. 該当 2. 非該当	
「一代前モデル」に該当するか	当該設備は、取得等をする年度から起算して、10年以内に販売が開始されたものである。	1. 該当 2. 非該当 【当該設備(一代前モデル)販売開始年】 <2008年>	
	販売以降から最新モデルの販売までに、当該設備以外の同種同用途のモデルは販売されていない。	1. 該当 2. 非該当	
「最新モデル」に該当するか	当該設備(一代前モデル)が二代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成し、かつ最新モデル自体も、当該設備(一代前モデル)と比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。	1. 該当 2. 非該当 (当該設備と二代前モデルの比較) 【二代前モデル販売開始年】 <2004年> <比較指標> (*)以下の1~4までのいずれかの指標で比較 1. 生産効率【時間当たりの生産量】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 】 4. その他【 】 指標数値<> (二代前モデル): 60個/h (当該設備): 80個/h <生産性向上> 年平均 8.3%	
		(最新モデルと当該設備の比較) 【最新モデル販売開始年】 <2012年> <比較指標> (*)以下の1~4までのいずれかの指標で比較 1. 生産効率【 】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【時間当たりの電力消費量】 4. その他【 】 指標数値<> (当該設備): 1.5Kw/h (最新モデル): 1.2Kw/h <生産性向上> 年平均 6.3%	
先端設備の当否		1. 該当 2. 非該当	

確認⑬

販売を開始した年を記載してください。

ユーザーの取得年から遡って10年以内に販売開始されたモデルかを確認します。

裏付け資料が必要です。(納品書控や納入仕様書等)

※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社で保管してください。

確認⑭

「二代前モデル」の販売開始年を記載してください。

裏付け資料が必要です。(納品書控や納入仕様書等)

※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社で保管してください。

確認⑮

「最新モデル」の販売開始年を記載してください。

裏付け資料が必要です。(納品書控や納入仕様書等)

※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社で保管してください。

確認⑯

指標数値と単位を記載してください。この数値の裏付け資料が必要です(仕様書やカタログ等)

※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社で保管してください。

確認⑰

「1」に○印を付けてください。

記入例 4

ユーザーが複数の機械及び装置を同じ時期に取得する場合の
様式1【証明書】と様式2【チェックリスト①】の記入例

【「一式」での申請について】

ユーザーが税務申告の際に「一式」として固定資産台帳に計上する場合があります。

※それぞれの機械を別々に資産計上をする場合は、機械ごとの証明書申請となりますので、注意してください。

注意①

メインの機械・装置の設備
名称を記載してください。

(様式1)

一般社団法人日本鍛圧機械工業会指定期用紙

整理番号	
① 下記②③以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② 当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置である場合	<input type="checkbox"/>
③ 当該設備がソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書

設備の種類	機械及び装置
設備の用途又は科目	金属製品製造業用設備
当該設備の概要	設備の名称 <u>プレス機械設備</u> 設備型式 <u>JFMA-2013 (プレス機本体) + 搬送装置 一式</u> 納入数量 <u>1台</u> 納入年月 <u>2015年5月25日</u> (実績又は予定を記入すること) 設置場所 (事業所名) <u>〇〇金属プレス工業株式会社</u> (所在地) <u>東京都千代田区永田町5-5-5</u>

該当要件	① 「最新モデル」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア組込型機械装置 (中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。) である場合は、「一代前モデル」でも可。 ② 「生産性向上」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア (中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。) である場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。 先端設備の当否	① 該当 2. 非該当 ① 該当 2. 非該当 ① 該当 2. 非該当
------	--	---

該当要件欄に記載してある事項について
確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

20 年 月 日

〒105-0011
東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館308号室
電話：03-3432-4579
一般社団法人日本鍛圧機械工業会
代表理事 川西 宣明 印

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

2015年6月1日

製造業者等の名称 〇〇プレス機械 株式会社

製造業者等の所在地 東京都芝公園6-7-6

代表者役職名 鍛圧事業部長

代表者氏名 港 久太郎 (港印)

担当者氏名 品川 久之助

担当者連絡先 (電話番号) 03-9876-5432

(注) 本証明書は、生産性向上設備投資促進税制 (中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む) の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件 (「最新モデル」、「生産性向上」の要件) を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から2017年3月31日までに取得をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。
(http://www.meti.go.jp/policy/ijyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseiko.html)

注意②

この欄に機械・装置名を全て記載して、「一式」としてください。

(様式2)

又は製作をするものに限る。
③ 当該設備がソフトウェア (中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。) である場合 ⇒ チェックリスト③を使用

【チェックリスト①】

該当	「最新モデル」に該当するか	製造業者記入欄	証明者 チェック欄
該	下記の(ア)又は(イ)のいずれかに該当。 (ア) 当該設備は、取得等をする年度から起算して、一定期間(※1)以内に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。 (イ) 当該設備は、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルである。	① 該当 2. 非該当 【当該設備(最新モデル)】 販売開始年：2012年 取得等をする年：2015年 【一代前モデル】 ①. あり(販売開始年：2009年) 2. なし	
要	「生産性向上」に該当するか	① 該当 2. 非該当 <比較指標> (※) 以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 ①. 生産効率【時間当たりの生産量】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 】 4. その他【 】 <指標数値> (一代前モデル)：100個/h (当該設備)：120個/h <生産性向上> 年平均 6.7%	
件	先端設備の当否	① 該当 2. 非該当	

(※1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：4年、器具備品：6年並びに建物及び建物附属設備：14年とする。

(※2) 当該設備が器具備品のうちサーバー用の電子計算機である場合には、中小企業者等 (情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行うものを除く。) が取得又は製作をするもののみが対象となる。

注意③

納入する「一式」の数量を記載してください。

※納入数量の単位は「台」です。
この欄に「式」は使用しないでください。

注意④

この記載は、メインとなる機械・装置の最新モデル、一世代前モデルの販売開始年や指標数値を記載してください。

【比較すべき旧モデルが全くない新製品について】

2014年4月18日に経済産業省から「比較対象のない設備」について、改めて説明の文書が工業会等に発信されました。内容は、以下の通りです。

大変厳格な要件となっておりますので、ご注意ください。

- ✓ [手引きのQ&A\(5ページ\)](#)に記載のある「比較対象が全くないものは、比較する指標がないため、最新モデルであることのみが要件となります」とは、例えば新設会社における第1号製品など、非常に限定的な場合のみを指す。
- ✓ 従って、メーカーから「今回、新商品を出しました。今までには無い設備(従来の系統とは違う設備)なので、生産性の比較は不要です。」と申請があったとしても、安易に「比較不要」と判断することは不可。
- ✓ 新商品であっても、まずは(同じ系統でなくとも)社内の類似する機能・性能を持つ設備を何かしら抽出してもらい、その設備と比較するようにメーカーに指示をお願いしたい。
- ✓ それでも比較するものが見つからない場合は、類似する機能・性能を持つ設備が社内には一切ないことをメーカーに説明してもらい、その内容が工業会として納得できた場合に限り、「比較対象が全くないため、最新モデル要件のみで可」と判断いただきたい。
- ✓ なお、その場合、証明書の「生産性向上」欄は、『比較すべき旧モデルが存在しない新製品であるため、比較不要』等と記載。

(様式1)

一般社団法人日本鍛圧機械工業会指定用紙	
整理番号	
① 下記②③以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② 当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置である場合	<input type="checkbox"/>
③ 当該設備がソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書

設備の種類	機械及び装置
設備の用途又は細目	輸送用機械器具製造業用設備

当該設備の概要	設備の名称	ばね製造機械
	設備型式	JFM-2014型
	納入数量	2台
	納入年月	2015年4月10日(実績又は予定を記入すること)
	設置場所	(事業所名) 日ノ本自動車部品株式会社 (所在地) 東京都千代田区霞が関5-5-5

該当要件	① 「最新モデル」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア組込型機械装置(中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。)である場合は、「一代前モデル」でも可。	1. 該当	2. 非該当
	② 「生産性向上」に該当するか (※) 当該設備がソフトウェア(中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。)である場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当	2. 非該当
先端設備の可否		1. 該当	2. 非該当

確認1
ここに○印を付けてください。

確認2
「比較すべき旧モデルが全く無い」場合は、この欄の番号に○印は必要ありません。

該当要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

20 年 月 日

〒105-0011
東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館308号室
電話: 03-3432-4579
一般社団法人日本鍛圧機械工業会

代表理事 川西 宣明 印

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

2015年4月5日

製造業者等の名称 日本BANE機械 株式会社

製造業者等の所在地 東京都芝公園6-7-6

代表者役職名 BANE事業部長

代表者氏名 港 久太郎 印

担当者氏名 品川 久之助

担当者連絡先(電話番号) 03-9876-5432

(注) 本証明書は、生産性向上設備投資促進税制(中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む)の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件(「最新モデル」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から2017年3月31日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。
(http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)

(様式2)

- ①下記②③以外の場合 ⇒ チェックリスト①を使用
 ②当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト②を使用
 ③当該設備がソフトウェア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト③を使用

【チェックリスト①】

		製造業者記入欄	証明者 チェック欄
該	下記の(ア)又は(イ)のいずれかに該当。	1. 該当 2. 非該当	
当	最新モデルに該当するか (ア)当該設備は、取得等をする年度から起算して、一定期間(※1)以内に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。 (イ)当該設備は、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルである。	【当該設備(最新モデル)】 販売開始年：2010年 取得等をする年：2015年 【一代前モデル】 1. あり(販売開始年：2000年) 2. なし	
	要件 「生産性向上」に該当するか 当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。	1. 該当 2. 非該当 <比較指標> (*）以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率【 】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 】 4. その他【 】 <指標数値> (一代前モデル) 『比較すべき旧モデルが存在しない (当該設備) 新製品であるため、 <生産性向上> 比較不要』 年平均 %	
件	先端設備の当否	1. 該当 2. 非該当	

確認3
ここに○印を付けてください。

確認6
比較すべき旧モデルが全くない新製品の場合は、この『「生産性向上」に該当するか』の要件欄には、○印を含め何も記載する必要はありません。

確認4
販売を開始した年を記載してください。
ユーザーの取得年から遡って10年以内に販売開始された最新モデルかを確認します。
裏付け資料が必要です。
(納品書控や納入仕様書等)
※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社で保管してください。

確認5
比較すべき旧モデルが全くない新製品の場合は「2. なし」に、○印を付けてください。

確認7
「比較すべき旧モデルが全く無い」場合は、この部分に以下の文言を記載してください。

『比較すべき旧モデルが存在しない新製品であるため、比較不要』

この文書は「Microsoft Word」で作成してあります。ソフト機能の「挿入」にある『テキストボックス』を使ってください。

(※1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：4年、器具備品：6年並びに建物及び建物附属設備：14年とする。
 (※2) 当該設備が器具備品のうちサーバー用の電子計算機である場合には、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行うものを除く。）が取得又は製作をするもののみが対象となる。